

館林都市計画地区計画の変更（明和町決定）

都市計画明和町役場庁舎西地区地区計画を次のように決定する。

名 称	明和町役場庁舎西地区地区計画	
位 置	邑楽郡明和町南大島及び新里の各一部	
面 積	約10.4ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、東武伊勢崎線川俣駅の北東500mの位置にあり、明和町役場庁舎やふるさと産業文化館などの公共施設が集積する町の中心部である。 また、明和町都市計画マスタープランでは、町内外から人々が集い、交流する場としてにぎわいのあるまちづくりを進めていく中心拠点として位置付けられている。 そこで、本町の中心拠点として、研究施設等の事務所等を適切に配置、配分し、業務地としての機能の充実を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	調和のとれた市街地環境を形成するため、研究関連等の業務施設及びサービス施設等の事務所等を適切に配置し、健全でゆとりある産業業務地にふさわしい土地利用を図るものとする。
	地区施設の整備方針	開発行為に伴う雨水の流出増に対応した貯留施設の整備等、開発規模に応じた排水対策を講じる。
	建築物等の整備方針	良好な市街地環境を形成するため、建築物等の用途の制限等を定める。
	その他当該地区的整備、開発及び保全に関する方針	敷地内には極力植栽を行い、地区の緑化に努めるものとする。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	調整池 必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区分と治水事業との調整措置等に関する方針について(昭和45年1月8日局長通達)」に則り協議した結果に基づくものとする。
	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第二(い)項第一号から第四号までに掲げる建築物(幼稚園その他これに類するものを除く。) (2) 法別表第二(い)項第六号に掲げる建築物(保育所その他これに類するものを除く。) (3) 法別表第二(は)項第四号に掲げる建築物 (4) 法別表第二(に)項第二号から第五号までに掲げる建築物 (5) 法別表第二(ほ)項第二号及び第三号に掲げる建築物 (6) 法別表第二(へ)項第三号及び第六号に掲げる建築物 (7) 法別表第二(ち)項第二号に掲げる建築物 (8) 倉庫 (9) 畜舎

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」